

# (案)

## 令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る退所後ケア等対象患者移送業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る退所後ケア等対象患者移送業務委託

### 2 目的

新型コロナウイルス感染症における退所後ケア等対象患者等の移送を安全・迅速に行うことを目的とする。

### 3 業務内容

- ① 新型コロナウイルス感染症患者（主に軽症者、無症状者）等について、県が指定する医療機関、宿泊施設等と自宅等の間を移送するために、県が配備する移送用車両の運転業務を行うこと。
- ② 責任者（管理者）を配置し、業務に関する調整にあたること。
- ③ 業務は、土日祝日も含めた全日とし、業務開始時間は8時30分、終了時間は17時30分を目安とする。但し、容態悪化患者の搬送についてはこの限りではない。
- ④ 県から依頼を受けた時に出勤できる体制（24時間体制）を取るものとする。
- ⑤ 同時に最大15便の移送に対応可能な体制をとるものとする。
- ⑥ 乗務員の感染症予防措置（講習等を含む。）を講じるものとする。
- ⑦ 知り得た患者等の個人情報を第三者に漏らしてはならず、また患者の人権に配慮の上、運転業務を行わなければならない。
- ⑧ 受託者は、事故防止に万全を期し、安全かつ迅速に運転業務を行うものとし、関係法令等を遵守しなければならない。
- ⑨ 受託者は、患者移送の前に県が指定する物資保管場所において退所後ケアの生活支援物資を受け取り、移送用車両内に積載しておくこと。
- ⑩ 県の指導のもと、乗務員の感染防護に配慮した上で患者等を移送する。移送後は車両を消毒する。
- ⑪ 受託者は、運転業務遂行中に異常事態が発生したときは、直ちに県と協議した上で対応するものとする。

### 4 患者移送に係る経費

- ① 移送に係る高速道路料金、駐車料金等の経費及び乗務員の感染症予防措置（講習等を含む。）に要する経費は受託者の負担とする。

② 契約書第4条中「ルートごとの単価」は次のとおりとする。

<ルートごとの単価>

	中北保健所管内 甲府市保健所管内	峡東保健所管内	峡南保健所管内	富士・東部保健所管内
患者移送	円	円	円	円

④ 急を要して患者を移送するなどの理由により、3（1）③に定める業務時間を1時間以上超過した場合、1時間あたり〇〇〇〇円をルートごとの単価に追加することとする。

## 5 委託料の請求及び支払

支払いにおいては、基本経費と患者移送の実績による経費を請求するものとする。実績による経費は、ルートごとの1回の単価にそれぞれの実働回数を乗じて得た額とし、基本経費との合計額と当該額に係る消費税等相当額を合計した金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）を月ごとに請求するものとする。

## 6 その他

- ① 交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、県及び関係者に連絡するものとする。
- ② 業務従事者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、県はその責任を一切負わない。
- ③ 委託業務における個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 仕様書及び契約書に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。